



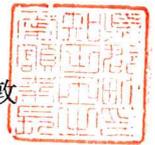
幸田町公告第250号

入札公告

自動販売機の設置に係る町有財産の貸付けについて、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び幸田町契約規則（昭和59年規則第2号。以下「契約規則」という。）第6条の規定により公告する。

令和8年3月10日

幸田町長 成 瀬 敦



1 入札に付する事項

- (1) 件名：自動販売機の設置に係る町有財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数）：別表のとおり
- (3) 貸付期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間、更新なし）
- (4) その他：入札は、別表に示す物件番号ごとに行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公示日現在、国又は地方公共団体（独立行政法人含む。）等の公有施設に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績があること。
- (3) 入札執行後、契約開始日（令和8年4月1日）に販売を開始できること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、「幸田町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、幸田町から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 物件等の製造・販売及び役務の提供等について、幸田町の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

※ 申請方法及び提出書類については、幸田町ホームページの「入札参加資格申請」を御覧ください。

3 入札参加申込みの受付の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月10日（火）から令和8年3月19日（木）まで（月曜日、日曜日及び

祝日等に関する法律に規定する国民の祝日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 場 所 幸田町中央公民館 文化スポーツ課 事務室

4 現地確認の日時及び場所

下記のとおり実施するので、希望者は事前に各所管課に連絡すること。

(1) 日 時 令和8年3月10日(火)から令和8年3月19日(木)

(2) 場 所

	施設名	場所	所管課
1	幸田町中央公民館	菱池字黒方78番地	文化スポーツ課
2	文化広場・さくら会館	菱池字芦谷字蒲野25番地1	文化スポーツ課
3	とぼね運動場	荻字奥入61番地1	文化スポーツ課
4	大日蔭グラウンド・ゴルフ場	野場字大日蔭33番地	文化スポーツ課
5	勤労者体育センター	野場字鶏島50番地1	文化スポーツ課
6	深溝運動場	深溝字大池8番地	文化スポーツ課
7	幸田中央公園	菱池字元林1番地7	都市整備課
8	幸田町消防本部	菱池字前田41番地1	庶務課

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年3月24日(火)10時00分から(詳細は入札説明書による。)

(2) 場 所 幸田町大字菱池字黒方78番地 幸田町中央公民館

(3) その他 郵送・電報・電送その他の方法による入札は認めない。

6 入札保証金

免除

7 契約書の作成の要否

必要

8 契約保証金

免除

9 入札の無効

(1) 幸田町契約規則(昭和59年規則第2号)第11条各号に規定する入札は、無効とする。

(2) 入札書の金額を訂正したもの

(3) 郵送・電報・電送その他の方法による入札

(4) 虚偽の事実を記載した者の入札

(5) 担当職員の指示に従わなかった者の入札

10 その他

詳細は入札説明書による。

11 問合せ先

(設置場所等について) 幸田町教育委員会文化スポーツ課スポーツグループ (担当:小塚・小林)

電話 0564-62-1111 内線 193・194

幸田町教育委員会文化スポーツ課文化グループ (担当:神取・高橋)

電話 0564-62-1111 内線 195・196

幸田町建設部都市整備課都市計画グループ (担当:河合)

電話 0564-62-1111 内線 213・214

幸田町消防本部庶務課庶務グループ (担当:松山)

電話 0564-63-0514 (直通)

(入札参加資格申請及び入札について)

幸田町教育委員会文化スポーツ課スポーツグループ (担当:小塚・小林)

電話 0564-62-1111 内線 193・194

(別表)

物件番号	施設名	場所	所管課	設置台数
1	幸田町中央公民館	菱池字黒方78番地	文化スポーツ課	1台(屋内)
2	文化広場・さくら会館	菱池字芦谷字蒲野25番地1	文化スポーツ課	1台(屋内)
3	とぼね運動場	荻字奥入61番地1	文化スポーツ課	1台(屋外)
4	大日蔭グラウンド・ゴルフ場	野場字大日蔭33番地	文化スポーツ課	1台(屋外)
5	勤労者体育センター	野場字鶏島50番地1	文化スポーツ課	1台(屋内)
6	深溝運動場	深溝字大池8番地	文化スポーツ課	1台(屋外)
7	幸田中央公園	菱池字元林1番地7	都市整備課	1台(屋外)
8	幸田町消防本部	菱池字前田41番地1	庶務課	1台(屋内)

※ 屋内(建物内)に自動販売機等設置のために貸付けした場合の貸付料は、消費税の課税の対象となります。